



橋、高架の道路等の技術基準について（通知）

技術基準の種類：設計・施工
通知日：平成 8 年 11 月 11 日

道 第 3 1 7 号
平成 8 年 11 月 11 日

部 内 各 課 長
(住宅・建築課を除く)
各 土 木 事 務 所 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長

様

土 木 部 長

橋、高架の道路等の技術基準について（通知）

このことについて、別添写しのとおり建設省都市局長、道路局長（平成 8 年 11 月 1 日付建設省都街発第 93 号、建設省道企第 61 号）から通知がありましたので、今後はこれによってください。

記

1 通知の廃止

今回の改訂に伴い、以下に示す通知は廃止する。

- (1) 「橋、高架の道路等の技術基準について」（平成 2 年 3 月 5 日付受道第 261 号）
 - (2) 「橋、高架の道路等の技術基準について」（平成 3 年 12 月 9 日付受道第 184 号）
 - (3) 「橋、高架の道路等の技術基準について」（平成 5 年 12 月 9 日付受道第 164 号）
 - (4) 「橋、高架の道路等の新設及び補強に係る当面の措置について」（平成 7 年 8 月 25 日付道第 109 号）
- 2 鳥取県が施行する道路事業における取扱いについては、別紙 1 のとおりとします。

（別紙 1）

道路橋示方書改訂に伴う取扱いについて

1 適用時期について

新道路橋示方書は、平成 8 年 11 月 1 日以降に発注する新設橋の設計に適用する。ただし、平成 8 年度に工事発注橋梁については、新道路橋示方書は適用しなくて良い。

設計中及び設計済みの橋梁で、特に重要度が高い橋梁（B 種の橋）のうち、平成 9 年度以降に工事発注する橋梁については、新道路橋示方書を適用する（平成 8 年度ゼロ国は適用外）。
「兵庫県南部地震により被災した道路橋の復旧に係る仕様」（以下、復旧仕様）で設計及び修正設計を行った橋梁は修正しない。ただし、落橋防止装置等の修正は行って良い。

2 耐震設計における道路橋の重要度の区分について

鳥取県で施行する道路橋の重要度は表 - 1 に示すように区分する。

表 - 1 重要度の区分

重要度の区分	対 象 と な る 橋
A 種の橋 (重要度が標準的な橋)	下記以外の橋
B 種の橋 (特に重要度が高い橋)	・ 地域高規格道路、一般国道の橋 ・ 複断面、跨線橋、跨道橋及び防災幹線道路ネットワーク上の橋 ・ 4 車線以上で計画される道路の橋